

PEZA 登録の流れ 及び 想定所要期間

フィリピンでは、日系企業を含む外資系企業の誘致を目的として、複数の投資促進機関が設けられています。その中でも日系企業に利用される機会の多いフィリピン経済特区庁（Philippine Economic Zone Authority、以下「PEZA」）は、フィリピン全国に設けられている PEZA 認定の工業団地や経済特区（エコゾーン）、IT パークや IT ビル等で事業を行う企業に対して各種インセンティブを付与し、監督、サポート提供を行っています。

PEZA が付与するインセンティブを活用するためには、法人設立とは別に PEZA への登録が必要となります。基本的には以下の流れで登録手続きを進め、目安として 2~4 ヶ月程度要すると想定されます。手続きの内容や順番、所要期間については、登録企業のカテゴリーや入居するエコゾーンにより異なる可能性があることにご留意ください。

1. PEZA 登録申請

1.1 申請データ準備

取扱製品・技術仕様・財務・雇用・投資・事業計画等、PEZA 登録にあたり必要となる情報を準備します。

※弊社との契約締結後、「PEZA 登録情報シート」をお渡ししますので、必要情報をご記入ください。

1.2 登録申請、事前確認

PEZA 電子申請登録システムに情報を入力し、登録申請をします。

PEZA による事前確認が開始されますので、審査担当部署と調整し必要に応じて修正します。承認されると、登録申請料金の支払通知書が発行されます。

1.3 登録申請料納付

支払通知書に従い登録申請料を納付します。

1.4 正式な登録申請、審査

PEZA 電子申請登録システムを通じて正式な登録申請を行うと、PEZA による審査が実施されます。審査の過程で追加資料の提出や補足説明を求められることがありますので、適宜対応が必要となります。

2. PEZA 理事会承認取得

2.1 審査担当部署から PEZA 理事会への推薦

PEZA 審査担当部署が申請内容に問題がないことを確認し、PEZA 理事会に推薦します。

2.2 PEZA 理事会承認

月に 1~2 回開催される PEZA 理事会において、推薦された登録申請を承認します。

3. 理事会承認決議書発行・登録前条件遵守

3.1 理事会決議書発行

PEZA 理事会で承認されると、1 週間後を目安に理事会承認決議書が発行されます。承認決議書には、承認通知と共に登録前条件（正式登録前に満たすべき条件）が記載されます。

3.2 登録前条件遵守

記載された登録前条件に従い、登録企業は期限内に対応を完了させ、登録費を納付します。

4. PEZA 登録合意書・登録証書取得

4.1 登録合意書

登録前条件の対応完了後、PEZA 登録合意書が準備されます。

4.2 登録合意書署名

PEZA 登録合意書の内容を確認し署名します。なおオプションとして、PEZA 本庁にて PEZA 長官との調印式を設定することが可能です。

4.3 登録証書取得

PEZA 登録証書への署名後、PEZA 登録証書が発行されます。

5. PEZA 証明書取得

5.1 各優遇措置証明書取得

優遇措置証明書、VAT ゼロレート証明書、5%SCIT 証明書（該当する場合）等を取得します。なお、初回取得後も毎年更新が必要となります。

6. 環境遵守証書（ECC） / 適用外証書（CNC）取得

登録事業の環境影響評価に関わる手続きです。PEZA 登録前条件の一部となりますので、早めの対応が必要です。建設会社や専門コンサルタントと連携の上、ご対応をお願いします。

ます。なお、PEZA 登録申請と同時並行で手続きを進めることが可能です。

6.1 PEZA 環境安全グループ（ESG）・環境健康安全部（EHSD）への申請

PEZA-ESG・EHSD を通じ申請書・補足書類を提出すると、書類審査が行われます。

6.2 実地調査

申請内容に応じて実地調査が実施される可能性があります。

6.3 PEZA-ESG から環境資源省環境管理局（DENR-EMB）への申し送り

PEZA-ESG が DENR-EMB に対して推薦状・実地調査報告書等を発行します。

6.4 審査・証書発行

DENR-EMB により申請内容が審査され、ECC または CNC が発行されます。

7. ラグナ湖開発公社（LLDA）許可証取得

事業地がラグナ湖流域内の場合、LLDA の許可取得が必要です。該当企業については PEZA 登録前条件の一部となりますので、早めの対応が必要です。建設会社や専門コンサルタントと連携の上、ご対応をお願いします。なお、PEZA 登録申請と同時並行で手続きを進めることが可能です。

7.1 PEZA-ESG への申請

PEZA-ESG を通じ LLDA 申請書・補足書類を提出すると、書類審査が行われます。

7.2 実地調査

申請内容に応じて実地調査が実施される可能性があります。

7.3 PEZA-ESG から LLDA への申し送り

PEZA-ESG が LLDA に対して推薦状・実地調査報告書等を発行します。

7.4 審査・許可証取得

LLDA により申請内容が審査され、LLDA 許可証が発行されます。

8. その他許認可取得・通知

上記の他、登録する事業に応じて各種許認可証の取得や通知が必要となる可能性があります。以下は、操業開始までに必要となる許認可・通知の事例です。各分野の専門業者・コンサルタント等と連携の上、ご対応をお願いします。

8.1 PEZA

- 建設許可証 (Building Permit)
- 機械装置輸入許可証 (Import Permit for Equipment)
- 設置許可証 (Installation Permit)
- 占有許可証 (Occupancy Permit)
- 操業開始通知 (Notice of Start of Commercial Operations)
- 操業開始承認通知 (Notice of Approval of Start of Commercial Operations)

8.2 関税局 (BOC)

- 輸入者/輸出者認定 (Accreditation of Importers/Exporters)
- 輸入/輸出品目登録 (Registration of Importables/Exportables)
- 電子輸入許可システム登録 (Electronic Import Permit System)
- 自動輸出文書システム登録 (Expanded Automated Export Documentation System)

8.3 その他官庁

取扱製品や事業内容により、PEZA 以外の所轄官庁の登録や認定が必要となる場合があります。

9. 登録後の定例報告

上記 1)～9)により、登録企業は事業を開始することができますが、事業開始後も月次・四半期・年次で PEZA に対して定例の事業報告を行う必要があります。また、登録内容に変更が生じた場合や新規許認可を取得する場合などは、随時 PEZA に報告・申請を行う必要があります。

注) 上記の PEZA 登録手続き及び所要期間は、一般的な状況を想定し参考資料として作成されたものです。必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序、所要時間を確約するものではないことご了承ください。